

富田林市物品調達及び業務委託に係る指名業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する物品の購入、借入れ、及び印刷製本（以下「物品調達」という。）、並びに業務委託（測量・建設コンサルタント業務を除く。）の指名競争入札及び見積り合わせに参加する者（以下「指名業者」という。）の業者選定に関して必要な事項を定める。

(選定の原則)

第2条 業者選定については、本市入札参加資格者名簿に掲載されている業者（以下「登録業者」という。）の中から選定するものとする

2 指名競争入札及び見積り合わせにおける指名業者の選定においては、地域経済の振興および市内業者育成の観点から、登録業者の中から市内業者（本店、もしくは契約等に関する委任を受けた支店、営業所を市内に有する業者）を優先して選定するものとする。ただし、必要に応じて市外業者も選定することができる。

(業者選定)

第3条 指名業者を選定しようとするときは、次に掲げる事項を総合的に勘案する。

- (1) 入札参加資格申請書に記載された希望業種等
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 経営及び信用の状況
- (4) 官公庁等における契約実績

(5) 当該契約履行に対する地理的要件

(6) 当該契約履行に対する専門性及び技術的適性

(7) 許認可等の有無

(選定業者数)

第4条 指名業者の数については次の表に掲げるとおりとする。

区分	執行予定額 (税込)	選定業者数
物品調達	5千円未満	1者以上
	5千円以上3万円未満	2者以上
	3万円以上80万円未満	3者以上
	80万円以上500万円未満	5者以上
	500万円以上	7者以上
業務委託	5千円未満	1者以上
	5千円以上50万円未満	2者以上
	50万円以上500万円未満	3者以上
	500万円以上	7者以上

(選定の特例)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合において特に必要と認めた場合は、第2条及び第4条の規定にかかわらず、選定することができる。

(1) 特殊な技術又は経験を必要とする場合

(2) 災害その他の理由により緊急を要する場合

(3) 登録業者から選定できない場合

(4) その他市長が特に必要と認めた場合

(中小企業への配慮)

第6条 指名業者の選定については、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）の趣旨に基づき、中小企業者の受注機会の確保に配慮して行う。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。